一回であったに止り、大衆への我々が掲げた政策スローガン浸透、大衆の要求を闘争化
支配に対立せしめることは非常に不充分であった。 しかしこの方針が、共同闘争の継続
のため、譲歩して曲げられたことはなく、此処に社民党をこの方針に導いたのであるが、
而して、合同は社民党を部分的極めて僅少なるにより充分なる効果をあげ得なかった
のであるが、全国的に見て合同促進の効果をある程度強く挙げ得たと考へる。

二、その結果我党の根本方針は正しかったか？

1. 労農党、日労党に対する死物狂の暴圧、特に一、に述べた如き方針をとった我党に対する全国的及び地方に於ける差別的暴圧、我党と他無産政党との分裂政策――我地方に於ては例へば、帝国主ギ的戦争反対、対支非干渉等を強調するならば直ちに中止の恐れある為、弁士少きをもって之を強調し得ざりし如き言論の不自由、又労農党弁士のみの応援演説会に於ては、他處に於ては中止せざる如き内容でも中止を濫発し、労農党は過激思想宣傳をなすと認めて中止したし新聞紙に宣傳する如き、
2. 例へば「従属関係」等の如き選挙法による選挙自由の完全なる剥奪を経験せる我々は、かゝる状況の下に於て共闘の自由、政治的自由獲得のために更に之が為の政治的共同戦線の統一、無産党合同のために努力すると云ふ我党の根本方針がまさに正しいものであると考へる。 しかし我々は、
3. 選挙闘争を通じて政治的自由獲得の為に全無産党の合同を促進したと認むるし、
4. 従来社民党と提携し農村振興会を支持して来た農民大衆が、我党を支持するに至ったことを経験して、我党の根本方針の正しきことを益々確信するものである。

三、全体として如何なる効果を挙げ得たと考へるか？

1. 全国的に無産政党合同を促進したと考へる。
2. 労農党と[illegible]支持団体員、社民党員の一部に共同闘争、合同の意義を理解せしめた。[illegible]
3. 廣汎な範囲に亘り、無産政党に対する信頼を増し、且つ労農党は運動的であり[illegible]評を得た。
4. 組織運動[illegible]た、又直接の手蔓をつかんだ所である。
5. [illegible]青年[illegible]前線に且、之に前衛の影響を与へた。
6. 婦人、青年[illegible]組織運動(四ノ二、参照)

四、全体として如何なる方面に欠陥があったと考へるか？

1. 我党独自の[illegible]前に立て得ず、且この方針を充分に実行し得なかった。
2. 我党は[illegible]運動が不充分だった。
3. 我党独自の[illegible]
4. 我党の政策を大衆に充分浸透し得ず大衆を充分に[illegible]支配に対立せしめ得なかったこと。
5. 共同闘争の責任[illegible]我党支持団体の間にすらも充分徹底せしめ得なかったこと。
6. 社会民主主義者批判が意識的には行はれなかったこと。